## 第3検討部会 会議録

会議の名称	第 12 回 第 3 検討部会
開催日時	平成 20 年 2 月 8 日 (金)午後 18 時 35 分から 20 時 35 分
開催場所	川口市職員会館 講座室 B
出席者	(部会長)佐藤副委員長 (委員)佐々木委員、松本委員、阿部委員、浅羽委員、伊田(清)委員、 鈴木委員、長谷川委員
会議内容	・運営調整部会について ・自治基本条例に盛り込むべき項目について
会議資料	・タイムテーブル ・ワークショップ資料
発言内容	1.運営調整部会について (市事務局より説明) 第2回運営調整部会(平成20年1月31日開催)会議概要の報告
	(質疑応答) (1)スケジュールについて ・運営調整部会では、市民の意見をどう反映するかということを中心に議論がされているが、職員の意見を盛り込むことも重要ではないか。 ・議会との調整も重要である。 ・パブリックコメントのタイミングは精査する必要があるのではないか。 内容が固まった段階でやるのがいいのかどうか。 ・市長の関与のあり方について考えないといけない。市長の発案で自治基本条例の検討が始まったわけであるが、市長の意見を踏まえる必要があるのではないか。市長の意見をどのタイミングで聞くのか、中間報告の段階で対話の場が必要ではないか。 ・「市民」「協働」等の用語の定義、共通の認識が必要ではないか。 ・きれいな条例を作るだけなら難しくない。ただし、実際に行政の行動に対する方向性を打ち出すものであり、実効性を持たせるために行政職員や担当課を巻き込む必要があるのではないか。職員や組織にとっては、条例にその行動が縛られる可能性がある。条例に盛り込む項目がある程度明確になってきた段階では、関連組織も一緒に検討するべきではないか。例えば、子育てに関する項目があった場合は、関連組織が当事者として一緒に検討に参加すべきではないか。 ・市民参加、PIにどこまでエネルギーを割くのか。何かにつけて全て市民の意見を聞く必要はあるのか。部会の構成員自体も市民参加で構成されているので、委任された市民による検討ということで、ある程度主導権

があってもよいのではないか。

・行政組織や行政職員において、自治基本条例についての情報を得たり内容の検討をする機会はあるのか。行政としての当事者意識がなければならない。一部の職員と一部の市民で条例が作られてしまうという懸念がある。一部の市民とならないように、パブリックコメント等を実施することになっている。行政組織・職員においてはそのような機会がないので検討しなければならない。

## (2)条例のスタイル

- ・ある程度細かい内容は下位の条例に盛り込めばよいと考えるが、重要な 項目については自治基本条例にその内容を具体的に盛り込むべきではな いか。そうでなければ実効性を欠いた条例になってしまう。
- ・川口市の独自性につながる項目については具体的に記載し、それ以外は 理念型でよいのではないか。
- ・行政の行動を縛るという方向性ではなく、市民と行政が共に理念を実現 するために考えられる方向性について検討する必要がある。
- ・当たり障りのない内容や抽象的な文言ばかりが並ぶ条例ではなく、「問題解決型」の条例にしたい。ただ、条例として成立させることも一方で重要であるため、記載内容のボリュームや具体性などについては精査が必要である。

## (3)その他

- ・条例制定後のチェック体制や組織の設置が必要。議会での実効性のチェックについても条文に盛り込んでもよいのではないか。議会によるチェックを義務付ける条文を盛り込むことで、議会においてチェックしやすくなる。
- ・自治基本条例がなぜ必要なのかを考える勉強会の開催。

## 2 . 条例に盛り込むべき項目に関する検討結果

- ・条例に第3部会としてどのようなレベルのどのような項目を盛り込んでいきたいのか。
- ・項目別にどのような内容が検討されていたのかが一覧できる資料がある と検討しやすい。

川崎市の条例と第3部会との対応関係+具体的な第3部会の検討内容が一覧できる資料作成を検討する。

・マニフェストと総合計画をどこまで連動させるのかは議論が分かれる。 マニフェストは、成果目標と財源、期限が明確にされている必要がある が、通常そうなっていない。大風呂敷のマニフェストを総合計画にその まま連動させることはできない。「連動を図るように努めることとする」

	というレベルでは盛り込めるかもしれない。
	・ 第 3 部会としては、当面は取捨選択や記述のレベル感を検討すること
	なく、広く盛り込みたい項目について検討してはどうか。技術的又は
	法的等の観点で必要な修正は別途行えばよい。
	・計画の実効性を高めるために、進行管理の体制を構築したい。
	3 . その他
	・行政評価に関するワークショップを開催する予定である。
	第 13 回 2 月 29 日 (金) 18:30~20:30
次回以降日程	第 14 回 3 月 14 日 (金) 18:30~20:30
	第 15 回 3 月 21 日 (金) 18:30~20:30